

令和7年度 第2回 公共事業等審査会 会議録

日 時 : 令和7年11月5日(水) 13:30~16:35

場 所 : 兵庫県学校厚生会館2階大会議室

1 継続事業の説明、質疑

(1) 河川事業 二級河川武庫川水系武庫川(下流部築堤区間)について

(2) 河川事業 二級河川武庫川水系武庫川(下流部掘込区間)について

(3) 河川事業 二級河川武庫川水系大堀川について

○会長

ありがとうございました。それでは、質疑に入りたいと思うんですけれども、委員の先生、何か質問等はございますでしょうか。

その前に、今日御欠席の委員から書面で質問をいただいております。2点ございまして、私、代読させていただきますが、武庫川水系武庫川につきまして、事業の有効性、効率性で記載されている維持管理費というのは、具体的に何を含むのかということをお聞きになっていらっしゃいます。

それから2点目は、事業費の見直しを御説明いただきましたが、前回土量を算出した横断面と詳細測量の横断面が平面図とともに示されていますが、この基準算定面の堆積土砂が少なかったことで今回見直しになったと。この評価の断面選定は工事費に直結するもので、断面はどのように選定されたのかということを問うていらっしゃいます。また、前回土量算定時と今回の土量算定時で、河川土砂の堆積状況には変わりはないのか、あったのか。今回大きくその堆積土砂が増えたのかというところはいかがでしょうか。という御質問ですが、1点目のほうから教えていただけますでしょうか。維持管理費は具体的に何ですかという質問です。

○県

ありがとうございます。まず、資料14ページの費用便益比に書いてあります維持管理費に何が含まれるのかというような御質問かと思います。まず、費用対効果を求める際には、国土交通省の水管理・国土保全局が発行しております、治水経済調査マニュアルに基づきまして算定を行うこととなります。最新のものが令和6年4月に発刊されておまして、これに基づいて算定を行っています。その中で、維持管理費の計上方法が記載をされておりまして、内容といたしましては、毎年定常的に支出される除草費、それから河川管

理施設の点検費、修繕費、これらを計上することとしております。計上する期間につきましては、まず事業期間、今回でありますと20年、それから事業完成后50年間、合計しまして70年間の維持管理費を見込んで計上することになっておりますので、それに基づいて計算をしております。14ページの資料に書いております維持管理費のところが65億3,300万円となっておりますけれども、これはデフレーターをかけて現在価値化した金額で計上しているということでございます。それが1つ目でございます。

○会長

2つ目は土量の計算の断面ですね。

○県

2つ目の土量の計算でございます。まず、河川の計画の段階でどのようにするのか、どのようにして断面を取るのかということですが、整備計画を策定するときには、河口から1キロピッチで横断面を測量しています。そのため、今回の事業区間では、①断面のところで測量をしていたということになります。ですので、この区間ではこの断面しか測量断面がなかったものですから、この断面に1.3キロを掛けまして、全体土量を算出したというような状況でございます。

もう一つ、前回の評価時点から土量が増えたのかというような質問だったかと思えます。

○会長

はい、そうです。

○県

それにつきましては、過去5年間、特に大きな出水はございませんので、大きな変化はないというふうに考えております。

以上でございます。

○会長

ありがとうございます。今の先生からの御指摘の最後の部分ですけども、概略設計の段階では1キロごとで断面を測るために、今回詳細設計をやるに当たって細かく断面を調査すると、これだけの土量が出ます。これは致し方ないと思うんですけども、当初の予算積立のときにそこまでは精査できないんですか。

○県

河川の横断測量というのも費用がかかるものですから、どうしても既存の測量データを用いて土量を算出するというのが今までのやり方として、事業採択時で詳細な測量をする

場合、県単独費で実施することになりますので、実状としてそこまではしていないという
ような状況でございます。

○会長

現状はそうかもしれませんけれども、継続案件の多くで、事業費がどんどん膨らんでいる。これは県民にとっては、最初予算立てしたのは一体どうなっているんだと、委員から多く出ている質問の1つなんです。そういうことを感じるというか、思うことは当然でございますよね。ですから、当初予算のところでしっかり精査できるということを何らかの努力を払って求めていかないといけないというふうに思うんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○県

委員長おっしゃるとおりでございます。やはり今後新規事業を立ち上げる河川におきましては、そういった増額の要因は何なのかということもきっちりと把握した中で、今までデータベースで整理しております増額要因ということも見ながら、本当にそれが正値に近い値なのかどうかということも含めて、新規事業評価のときにはしていきたいというふうに思っております。

○会長

それからもう一つ、これはお願いになると思いますが、継続事業の場合、工期がぐっと延びるというのは、第1回からもそれが議論になりましたが、今日いみじくも前倒しでやりましたから、それで安全が早く確保されて、県民に対するサービスが向上しましたとおっしゃってくださいました。そのとおりで、しかし逆に工期が延びれば、県民にサービスが遅れているわけでございますよね。これはやっぱりいみじくもおっしゃったことから言うと、非常によろしくないことになりますので、工期もしっかりと査定していただいて、工期を守って事業を完遂させるという努力を払うと。そのためにはどうしたらいいかということをやっと内部で検討していただく必要があるのかなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○県

今回、工期が前倒しになると説明させていただきました。武庫川は、何点かその要因があると分析を私なりにしております。まず1つは、用地買収がほとんどないということです。いわゆる地権者であるだとか、関係者が非常に少ないということが1つの要因として上げられます。それから、大河川での工事でございます。ということは、人家が非常に離れているということで、工事の影響も非常に受けにくいということが考えられます。

それからもう一つが、フォローアップ懇話会が挙げられます。武庫川はやはり、最初に私が申しましたとおり、非常に流域圏人口が多い河川でございますので、整備計画をつくったときからきっちりとフォローアップをなさйтеというようなことがうたわれてございます。そのため毎年、昨年度はここやりました、今年度はここをやりますよというようなことを公表をしております。そういったことから、地元への理解が深まっているというふうに考えておまして、それらの要因から工期を前倒しできたのではないかなというふうに考えております。

○会長

ありがとうございます。委員の先生方から何か御意見、ございますでしょうか。

○委員

4 ページから 6 ページの環境適合性のところで、武庫川の河川整備計画では、流域内での種の絶滅を招かないことと、流域内に残る優れた生物生息空間の総量を維持するという原則があつて、これに沿って行われているという、これらの保全に努めているというようなことが書かれております。今回の 3 つの事業に対して、種や生息環境についてどのような調査があつて、どういう配慮が行われているのかということと、事後に、その配慮事項が効果を発揮しているかどうかを確認するためのモニタリングなどが必要かと思うんですけど、それらの計画というのは現時点でもあるのでしょうか、という質問です。

○県

ありがとうございます。まず、現時点でどのような種がいるのかということですが、レッドデータブックにあるような種が確認されております。河口部につきましては、チチブやウキゴリ、それからヤマトシジミといったような生物が観測されておまして、これらを保存するために、瀬や淵の再生をやろうとしております。さらには、干潟の創出をやろうとしておまして、より底生生物が増えるような干潟を創出して、より環境に豊かになるような取組をしているところでございます。

毎年モニタリングをやっておりますので、基本的にはどの種がどの程度いるのかというのは、我々のほうで把握しているところでございます。

○委員

ありがとうございます。河川事業の中でそこまでされているというので、これもまたいい事例なのかなというふうに思いました。ありがとうございました。

○委員

御説明ありがとうございました。先ほど会長もお尋ねになった期間短縮のところなんで

すけれども、今回、一番最後の上流の工区で3年延びるというお話で、その大きな要因は、調整に時間を要したというお話だったかと思います。これまでも調整に時間を要したという案件は結構出てきているんですけれども、今回見せていただいた資料の13ページ、全体の工程表を見ると、暗渠の区間にかかっているのは、平成23年に始めたところから考えると着手まで10年ぐらいたっているもので、できればこの調整を早く始められなかったのかという思いが若干あるんですが、その辺りどう評価されているのか、もし次に向けて改善ができるとしたらどんなことがあるかというところを教えてくださいませんか。

○県

ありがとうございます。まず、委員おっしゃるとおり平成23年に着手したときから、一番工事に時間がかかるであろう暗渠のところから着手をすればよかったのではないかなという御質問かと思います。おっしゃるとおりです。ただ、河川というのは下流から改修するのが原則となっていますので、どうしても下流から順次着手をしているというようなところでございます。その中で、令和2年から暗渠に取りかかったわけですが、その時点ではまだ事業進捗平面図で示しています黒の部分、①の写真の付近はまだ工事中でしたので、R2年ぐらいから暗渠のところに着手すればR6年度に終わると、ちょっと甘い見込みでやっていたところも否めないところでございます。もう少し早くから調整に入っていれば、もう少し早く着手ができていたと言われれば、もうおっしゃるとおりでございます。

○委員

そうしますと次からは、着工を今おっしゃったように下流から工事に着手するという順番になると思うんですが、例えばそれを少し見込んだ形で、工期に余裕がある範囲でそういう調整に入っていただくというような可能性はありますか。

○県

おっしゃるとおりで、今後はできるだけ早く調整事には着手して、調整事をきっちりとまとめて、いつでも着手できるというような段取りで進めたいと思います。

○会長

今、御説明いただいたところは、ぜひ課内で共通に持っていていただいて、職員の方々がその意識を高めていただければと思います。

ほかにございますでしょうか。お願いします。

○委員

すみません。先ほどの残土の話、川の土量の話の続きで申し訳ないのですが、よく分かっていないので教えていただきたいと思うのですが、詳細測量を100メートルピッチでやって土量が増えたということで増額になるというお話をいただきました。その後、事業費増のリスク要因の中の1番で、また詳細測量に伴う河床掘削土量の見直しに係る増額とあるのですが、今やられた詳細測量と、今後リスクに出てくるだろうと見られている詳細測量というのは、また別なものなののでしょうか。増額額がすごく大きいので、今の詳細測量で見越せるものではない内容が含まれているのかどうか、というのを教えていただけたらと思います。

○県

スクリーンに8ページの資料を出しております。100メートルピッチでの詳細測量をしたのは、この8ページの左の平面図でいきますと、一番上流側の③、下流部掘込区間の河床できっちりと測量をして、土量が増えた区間でございます。これは、③番の下流部掘込区間は、もう間もなく掘削に着手をするということですから、それに先立ちまして測量をしたというところでございます。

リスク要因に書いているのは、この表でいきますと、一番河口部の①の下流部築堤区間でございます。この区間は、今も横断工作物、いわゆる潮止堰であるとか、橋梁であるとかの撤去工事を集中的にやっておりまして、まだ掘削にはなかなか取りかかっていない箇所でございます。ですので、まだ詳細測量というのは、①の区間ではきっちりとしないというところがございます。そのため、①の区間でもきっちりと測量をしますと土量が増える可能性があるということで、リスク要因のほうに上げさせていただいております。

○委員

手順が一つ一つ大変だということを思いました。

○委員

同じところなんですけれども、資料の補足の8の部分なんですけど、このようにリスクを上げていただいて、これがどのように使われていくのかという辺りを教えていただきたいというのが1点目です。

それから、先ほどの御質問の中で、修繕費について御説明いただいたところなんですけれども、計画期間の20年プラス50年ということでおっしゃられていまして、現状の計画高水流量がそれほど70年を見込めるほど大きくないということで、すなわち1回程度ですね、1回か2回ぐらい災害が検討されなければならないのではないかなと思うのですが、

そういったものも含まれているのでしょうか。以上の２点、お願いいたします。

○県

まず１点目、事業費増のリスク要因をどのように使うのかというような御質問かと思えます。事業費の増であるだとかを御説明いたしましたが、さらに費用が増える可能性があるものとして我々のほうでやはり把握しておかなければいけない、それに対してどういった回避をすることが可能なのかということを考える上で、この事業費増のリスク要因というのを今の時点で考えることに意義があるのかなというふうに考えております。

それから、費用対効果で、事業期間の20年、それから完成後50年の費用を見込んでいるというところですけども、こちらは国土交通省の出しているマニュアルどおりの算出方法になってしまいますので、どうしてもこのやり方にならざるを得ないのかなと思えます。今の委員おっしゃるとおり、今回の改修というのは大体二、三十年に一度程度の雨に対しての改修になりますので、今後50年の間に何度か洪水というのは起こる可能性というのがございますが、その修繕費というのは見込んでおりません。

○委員

分かりました。そうすると、まず補足の８の部分については、現状では課内での認識合わせ、あるいはこの委員会における頭出しといった使われ方なのかなと思ったところなんですけど、一定程度資料などの中に含んでいただいて、補足になってこのような形なのかも知れないですけども、パワーポイントだけでないような、本体のほうにも含んでいただいて、それについてどうしていくかというのは、先送り課題とするということでもいいかなと今思った次第です。また、修繕費については見込まれていないということで、それは国交省ルールなんですけども、これと同様に修繕費についても、計画高水流量が来たときにはどうなるのかといった辺りを御検討いただいと、いわゆる事前対策というか、そのときにはビルド・バック・ベターみたいな発想もできるかなと思いますので、御検討いただければと思います。

以上です。

○県

ありがとうございます。

（４）河川事業 一級河川淀川水系猪名川について

○会長

ありがとうございました。

猪名川につきまして、まずは最初に欠席の委員からの質問を代読させていただきます。事業の有効性、効率性で、維持管理費が109,851百万円、110億円弱との他の事業より高額のようなのですが、どのような経緯で、期間はどの程度想定されたのでしょうか。先ほどの国交省の治水経済調査マニュアルによったということなんだろうなと思うんですが、御回答を改めてお願いいたします。

○県

委員長おっしゃったとおり、治水経済調査マニュアルで計上をしたところです。事前の資料では維持管理費を109,851百万円で計上していたところですが、これは私どもの計算が間違っておりまして、正しくは8,669百万円、これが正解でございます。単純なミスをしておりまして、申し訳ございませんでした。

この維持管理費の計上につきましては、先ほど言いました治水経済調査マニュアルで計上しておりますが、まず事業期間につきましては、段階整備に着手しました昭和59年以降の事業期間、51年間分と、それから完成してから50年間、合計101年間の維持管理費を見込んで計算をしておりまして、それに現在価値化した金額が86億6,900万になるということでございます。

○会長

ありがとうございました。100年というオーダーで維持管理費を積み上げると結構大きくなるということで、委員としては、ここの数字が何でこんな大きいんだということを思われたのではないかと想像しますが。ありがとうございました。

ほかに委員の先生から御質問、ございますでしょうか。

猪名川水系で護岸の根入れが不足していたんですか。それで、もう一回やり直さないといけない。または、本当は岩質だから護岸は要らないだろうと思っていたけど、やっぱり護岸が必要だということになった。この2つは、ちょっといかがなものかと思う点もあって、事業なされる前に現場を踏査すれば、ある程度のことは分かっていたんじゃないか、それぐらいのことは分かるのではないだろうかと思うところもあるんですけども、いかがでしょうか。

○県

すみません、前のスクリーンに補足の3ページ目の写真を映しております。ここの箇所だけ見ますと、非常に強固な岩盤が河床にあるのが分かるかと思います。この箇所を見ますと、当然のことながら岩着で護岸が施工していれば新たな積替えは必要ないというふう

に判断しておりまして、実は積替えになった箇所というのは、この写真で右側の仮橋と書いたすぐ下流から、ここから護岸の積替えが発生することになりました。現地を見れば、確かに砂のようなものがあるので、本来であれば積替えの可能性というものは想定できたわけですが、すぐ上流がこういった硬い岩が見えておりますので、ちょっと掘れば岩が出るだろうという甘い想定をしていたというのが実情でございます。本来であれば、試掘をするなりすればよかったのかもしれませんが、なかなか現地に立ち入ることもできないような場所でございますので、想定だけで、ちょっと掘れば岩盤が出るんだというように甘く考えていたということでございます。

○会長

何か意地悪な質問になってしまったみたいと思うんですけど、実はこの護岸の整備のために工期が大きく延びるんですよ。もちろん護岸の整備の中には、橋梁の付け替えとかもあって延びる。先ほども、いみじくも課長おっしゃったように、できるだけ早く終われば、それだけ県民に対する安全が守られると、これはすばらしい行政側の姿勢だと思うので、それをもっと前に出していただくためには、工期が延びる要因というのは、事前からできるだけ排除していくということが必要だと思ひまして、質問させていただきました。そういう意図で質問させていただいたというのをとどめていただきたいと思います。

ほかにございますでしょうか。

○委員

今の御意見についてなんですけれども、県庁の方々はいにくいかもしれないのですが、いわゆる県民に対するサービスの観点では、工程表の一番下の線の橋梁架替の令和13年まで延びているところで、一定程度供用というものになって、護岸整備の追加については、工事に伴って附帯的に整備がなされるということで、強化にはなるとは思うんですが、供用期間の延長ということにはならないんじゃないかなと思った次第なんですけれど、そういう理解で正しいでしょうか。

○県

護岸の整備のところは、河床を掘る箇所ですので、そういう意味では断面が足りない箇所になってきますので、委員長のおっしゃったような言い方をお借りしますと、治水安全度が今のままではちょっと低いといったようなところになります。

すみません、確かに最初、委員長がおっしゃったように、工期が延びれば、県民へのサービスが遅れることになるというような御説明だったかと思ひます。ここにつきましては、住民の方と話をする中で、治水安全度よりも迂回路の設置を優先した地域でございま

す。ですので、そういう意味では、住民の利便性を優先した地域だというふうに御理解をいただければと思います。

○会長

民意をしっかりとくんでみると、そっちのほうに皆さんは希望を持たれたと。洪水が起こってなかったら、自然災害なんていうのはいつ来るか分からないから、それは日常の利便性というのを選びますよね。その辺は大変、合意形成の部分で難しい点だと思います。

ほかにございますでしょうか。どうぞ、お願いします。

○委員

すみません、補足の5ページのところ、神社関係者との協議というところでいろいろ見直しがあったというところで書いていただいているんですけど、素朴な疑問なんですが、この工事でももとの状況より大分よくなっているように見えるんですけども、この工事を県の負担でしないといけないものなのでしょうか。

○県

ありがとうございます。確かにそういう目で見れば、そういう意見もあるのかもしれませんが。ただ、工事の都合で県道が約2メートル上がります。それに伴って、この辺りは景観形成地区になっておりまして、やはり階段が短くなるであるとか、ももとの石積が見えなくなるであるとか、こういったところが相手方の神社側とすれば、ももとの景観を損なうんだというようなところがございました。そのために、極力石積は見えるようにするであるとか、道路面が上がったとしても、もともとあったものを移設できるものは、新しく造るのではなくて移設する、歴史のあるようなものをそのまま移設をするということで、復旧のほうを考えたというところでございます。

○委員

殊さらよくなるということではなく、今あるものを工事によって維持できるような内容にとどまっているということによろしいですか。

○県

はい。もともとあったものを復旧をしているという認識でございます。

○委員

分かりました。ありがとうございます。

○会長

そういう認識かもしれませんが、委員が御指摘なのは、過剰なサービスになっていないかという点かもしれませんね。この辺はちょっと難しいところかもしれません。

○委員

この辺り、お仕事で関わらせてもらったんですけれども、神社仏閣だけでなく、地元の方々もかなり熱い思いを持っておられて、そういう辺りで、神社仏閣だけではないと思いますので、そのように御理解いただければと思います。

○会長

会長としてあまり軽はずみなことは言うてはならないと思うんですけれども、ここ、急激に河川が曲がっているんですよね。専門の先生にお尋ねしないといけませんけれども、大洪水が来るとなかなか大変な場所じゃないんでしょうかね。もともと流れていた河道というのは、こういう形じゃなくて、別のところ、これは三日月湖ができる途中ぐらいのところ、で河川改修したからこんなびつな形をしている。これは流下にとっては、結構きつところだろうと。特に事業進捗平面図の①と②のところ。ですから、治水案件としては大変なところをやっているということとは分かると思うんですね。それを県民の皆さんにも御理解いただくというのは、大事なというふうに思います。南のほうに池もありますもんね。これはどういう池か分からないけれど、多分川が、三日月湖ができる途中で治水工事をやると、こう固定化されたのではないだろうかと思像しますね。合っていますか。

○委員

そうですね。①のところから②の下流に向かって流れようとする勢いと、あと大橋のところから神社の反対側を回って流れようとする、あるいは昔は流れていたような格好にもなっているので、この辺りは神社以外はほとんど旧河道だったと思える感じではありますね。

○会長

御意見ございますでしょうか、ほかに。なければこれで審議は終わりたいと思うんですが、ここは非常に興味深いところでもあって、河道というのは自然の営みの上でできているんですが、あるとき人間が勝手にその河道をこれで固定しますというふうに整備をし出すと、どこかに本来だったら三日月湖ができて、その後湿地帯ができてと動いていくはずのところ固定されると、なかなか大変だということもあるのかなと思います。それでは、よろしいですね、この案件。ありがとうございました。

○県

私がこの神社周辺が景観形成地区と申しましたが、すみません、正しくは史跡でございます。申し訳ございませんでした。

○会長

神社が史跡になっているんですね。

（５）河川事業 二級河川三原川水系大日川について

○会長

ありがとうございました。それでは、審議に入りたいと思います。委員の先生、御意見ございますでしょうか。

欠席の委員からの御質問が３つございまして、この事業以外も同様ですが、事業費増のリスク要因に建材資材価格や労務単価の上昇を含まなくてよいのでしょうか。リスクですね、今後のリスクのところに聞いていらっしゃる。これは相当工期が延びるので、そういうのが入ってくるんじゃないかということを御指摘いただいています。

それから２つ目、資材価格や労務単価のもっと長い時系列データはないですかと。資材単価がどんなふうに変化しているかというのを、それを外挿することによってもうちょっとしっかりつかめるんじゃないですかと。これはアドバイスというか、そういうデータの蓄積はありますかという。

それから、３つ目はコメントとして言っていられるんですが、事業完了時や次回審査時など、事業増のリスク要因、今後将来こういうリスクが起こるというのを挙げていただいているのは、非常にこれは有効ないい試みであると。ただ、これは先ほど指摘されていましたが、例えば継続評価とか事業完了時に実は見込んでいたリスクはこうで、結果はこうでしたというように、実際どうなったかということ、委員会に残すというよりも、行政側にしっかりとフィードバックなさるといいんじゃないでしょうかと。非常にもっともな御意見だと思います。質問としては２つですね。

○県

事務局からお答えさせていただきます。１つ目なんですけれども、リスクについて物価上昇を含まなくていいのかということなんです、このことにつきましては、次回、第３回の公共審の中で、継続事業のデータベースの有効活用のことを取りまとめて御報告させていただきますので、また詳細は報告しますが、基本的には将来の物価上昇というのはなかなか予測が難しいので、将来のリスクには物価上昇については考慮しないという方向で考えてございます。これにつきましては、同様の取組を行っております国土交通省とか京都府さんも同じような考え方でやっておりますので、兵庫県もその辺については同様の考

え方でやっていきたいと考えております。

2つ目です。時系列のデータにつきましては、前のスクリーンに映しておるんですが、左が国土交通白書から抜き出しましたデータになっております。これは2012年からのデータになっておりまして、右側が建設資材物価指数ということで、物価調査会のホームページから抜き出している資料になります。これが2007年からのデータになっております。いずれも2021年から急激に上昇しておりまして、それまではほとんど上昇していないといえますか、だらだらと伸びている感じですがけれども、2021年から急激に伸びているというのが分かるかなと思います。

労務単価につきましては、これが資料になりますが、これは継続事業の評価調書にも載っておりますけれども、国交省のほうで調査していますのが平成9年度からということで、それ以前のデータはすみません、ございませんので、御了承いただけないかなと思っております。

○会長

ありがとうございます。こういう情報というか、資料というのは持っておかれることが大事だろうというのが質問の意図であるだろうと推察します。

○委員

1つ目は、もう先生がおっしゃっていただいたので、物価上昇を少し追加しておかなくていいのでしょうかというのを聞いたかったのが1つです。

それと2つ目、先ほど御説明いただきましたが、補償対象の物件調査の方法について、計画策定の調査というのは、地図上でしかないんですか。というのは、現地に行ってみれば、木造かRCか構造が明らかに分かることが、ここで今判明しているというのは、ちょっと悲しいなという印象を持ってしまったので、これまでは本当に写真だけでしか調査していないのかということの確認をさせて下さい。

○県

ありがとうございます。おっしゃるとおりで、まず計画時点では、川幅が確定をしておりません。詳細設計の段階でどこまで広がるのかというのが決まってきます。そのため物件が何件かかるかということも、ある程度想定になってしまうというのは否めないのかなと思っております。

この南淡路地域ですがけれども、今写真に出していますとおり、これが山王橋の近くの家ですが、こちら実は鉄筋造りなんですね。一見、木造に見えちゃうんですね。というようなこともありまして、どうしてもきっちりと物件調査に入らないと造りもなかなか判別

できないということで、正直言いますと事業の当初は、大体航空写真で件数を数え、この辺りまで川幅が広がるだろうという想定の下で、もう屋根の数で数えていってしまうというのが今までの一般的なやり方だったんです。ただ、今委員おっしゃるとおり、現地を見れば分かるのではと言われれば、確かにそのとおりだと思います。鉄筋と分かるものもやっぱりあるんです。そういう意味では、精度を上げるという意味で、やはり現地を歩き確認をし、分かるものはある程度盛り込んでいくということが大切ではないかなというふうに考えます。今後は、やはりそのようにしていかなければいけないというふうに思います。

○委員

お手間が増えてしまって大変なことになるかもしれませんが、後々の増額を考えると、ぜひ盛り込んでいただけたらうれしいと思います。

○県

分かりました。ありがとうございます。

○会長

工程表もすごいことになっていますよね。令和12年で終了するはずが令和26年に延びている。今年度のこの審議会での先生方の御指摘というのは、工期が延びるのはやっぱり何とかしたいというか、正確に精査すべきというか、そういう面から言うと、この事例は今の八木先生の御意見もありましたが、少し教材として勉強していただくターゲットにはなっているのかもしれませんが、今ここで委員の御指摘はないんでしょうけれど、今後はここをしっかりと学んでいただいて、一過性のものになさらないようにという御意見かなというふうに思います。

○委員

先ほど御指摘があったところで、ここのページですけれども、私も気になっていたんですが、そもそもこの用地補償のところで、計画段階で3年だけということで見積もっていらったようなんですけれども、そもそも3年程度で、全部で35件の用地補償ができる見込み自体がなかなか厳しいんじゃないかと思うのと、令和4年から令和13年までで10年間に変更されているわけなんですけれども、相続問題があったとしても10年かかるものではないんじゃないかなと思うんですが、相続問題以外何かこうこれだけかかる要因というのはあるんでしょうか。

○県

ありがとうございます。もともと当初で3年で、これだけの件数用地買収できたのか

という御質問がまず1つ目だったと思います。正直言いますと、厳しい工程をもともと書いていたと言わざるを得ないと思います。令和4年に全ての家に交渉に入らないと、恐らく無理な工程だったのかなというふうに思いました。当初計画がちょっと無理な計画だったのではないかなというふうに思われます。

それから、10年の延伸が必要なのかというところでございますけれども、令和3年の公共審のときに信頼性確保に向けた取組ということで、用地補償で延びた案件をデータベース化しております。その中で、一番長いもので7年程度延びたものがございますので、そういったものを参考に7年程度延ばしているというところなんです。個人情報があるのであまり明確には言えないんですが、当該地域では、子供さんが地区外に出ていっている御家庭が多いです。そういった中で、なかなか交渉がしづらいというようなところも原因の1つとして、7年間延ばしているというところがございます。

○委員

先ほど見せていただいた写真を拝見する限り、やっぱり使われてない建物とかも多いのかなというように拝見はしていたんですけれども、そうするとむしろ、補償額の問題はあるにせよ、手放す方向では応じてくれる人のほうが多いのではないかなと思ったりはするんですけれども、いかがでしょう。

○県

おっしゃるとおりです。各々の家によって事情が違うんですけれども、手放すことに関しては、あまり反対の方はいらっしゃらないように聞いております。ただ、やはり相続の話ですね、子供さんが多いであるとか、遠くにいるであるとか、なかなか話ができないであるとか、そういったことから交渉しづらいという面は確かにございますので、そういった面で、ちょっと多めに7年間延伸を見込んでいるところです。

○委員

分かりました。登記も完了していなくて、窓口が見つからないとかそういうのもありそうですね。

○県

今のところは、登記を調べていくと大体持ち主までは分かっていますので、交渉という意味では可能ではあるんですけれども、相続人がいっぱいいるというようなところから、少し時間を見ているというところです。

○委員

分かりました。ありがとうございます。

○会長

相続の代が重なると大変ですわね、確かにね。でも、今の委員の御指摘を踏まえていただいて、用地補償に関わる問題、これは昨年度も一昨年度も議論になっていたと思いますが、できるだけ合理性を持って住民の皆さんに納得していただく形でやりたいんですけども、バランスを取るのには難しいというのが行政側の御意見でしたですね。

ごめんなさい、全然コメントと違うところに走ってしまいました、よろしいでしょうか。

○委員

今の議論を伺っていて、国土交通省の都市局がつくっている P L A T E A U というデータベースがあって、この地域ではまだ P L A T E A U データベースには参加していないんですけれども、参加しているところであれば、最大にデータを入れると建築年だとか構造、今議論になっている木造か R C かといったところ、それから建築面積といったものが入手できたりするので、それを河川だけじゃなくて道路のほうも、こういった用地の見積りなんか役に立てられるのではないかなと思ひまして、ちょっと御検討いただいて、何らかの機会に国のほうに、そういった使われ方というものを御提案いただければなと思った次第です。

○県

ありがとうございます。一度そういったものを国に問い合わせてみまして、使えるものかどうかというのから探っていきたいと思ひます。ありがとうございます。

○会長

いいアドバイスをいただいたと思ひます。P L A T E A U、都市局ですね。

よろしいですか。私から質問なんですけれど、将来のリスクとして、騒音振動対策ということ懸念されていらっしゃると思ひます。近隣住民に対して、矢板を打つときの問題を考えていらっしゃるんだろうなと思ひんですけど、バイブロで矢板を施工すれば振動騒音が発生するでしょうけれども、矢板を打つのに物すごいサイレントな圧入工法がありますので、それほど気になさる必要はないんじゃないかと思ひつつも、圧入工法を使うと4億ぐらいプラスになるのかなということなのかもしれないなと思ひんですけど、いかがですかね。大した質問じゃないですが。

○県

ありがとうございます。土質によりまして、サイレントパイラー、いわゆる圧入で静かで、振動が起らない工法を使っていかなきゃいけないと思ひます。今後、きっちりと詳

細な工法を詰める中で、どの機械を使うのがベストなのかということも踏まえて発注をしていきますので、その中で、もちろん振動は起こらないような機械で発注をする、いわゆる圧入でやっていくというようなことをきっちりと考えていけば、こういったリスクというのはかなり軽減されていくのではないかと考えております。

○会長

横断図をみると、この矢板の入る場所は河川のちょうど中央ぐらいに入るんですか。

○県

大体、人家を1軒、もしくは2軒ぐらい川幅を拡げて、陸地に矢板を打つというような形になろうかなと思います。

○会長

ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

（６）道路事業 第1回審査会 継続事業に対する質問への回答について

○会長

次は道路事業で、B／Cについての御説明をいただくということからスタートすると、それでよろしいでしょうか。

○県

それでは、前回の審査会で御質問いただいた件が、こちらの前のスライドに映っておりますけれども、全部で5つあります。先ほど委員長のほうからのお話で、委員から御質問いただいた分は次回回しということと、B／Cのことについてもまだ整理ができておりませんので、それも次回回しということで、一番下の神戸加古川姫路線の山角のところで費用対効果に含まれない効果への追記ということで、ルート見直しの際に、地元の祭りの実施が継続できるということがございましたので、それをB／Cに含まれない効果として計上してはどうかという御意見をいただきましたので、それを追記しております。

○会長

委員からアドバイスいただいて、受け入れられるということになったやつは、それを受け入れていただいたことは、口頭で受け入れましたというだけの御報告で結構でございますよ。

○県

承知しました。

○会長

ここでお答えいただきたいのは、委員が何か回答を求めているものに対しては、ぜひお答えいただきたいと思います。

○県

承知しました。資料は出てきませんが、委員長からいただきました意見については、資料の中に反映させていただいておりますので、御報告をさせていただきます。こういう形で黄色の部分ですけれども、お祭りを継続してできるというようなことを、地域の活性化というところで上げさせていただいておりますので、御報告させていただきます。

（７）道路事業 国道178号（浜坂道路Ⅱ期）について

○会長

ありがとうございます。それでは、御質問いただきたいと思います。委員の先生方。

それではその前に、委員よりこの案件について2点事前に御質問をいただいております。事業の有効性・効率性、宮津・鳥取西までの全線開通時のコスト便益を基に評価されていますが、この効果が発現される全線開通時期はいつ頃と想定ですか。これがあまりに遠い将来であれば、この区間を除いた便益を考慮すべきではないでしょうかという御指摘なんです、いかがでしょうか。

○県

今B／Cを算出しております区間は、事業中の区間と供用中の区間のみという形になっておりまして、まだ事業化されていないところはその区間に入っておりません。ですので、委員が言われているとおりのような形になっておりまして、事業化されていない区間を除いた形で便益を算出しております。

ちなみに、いつ頃に全線開通するかということは、今のところはまだ申し上げられないという、見通しが立っていないというところでございます。

○会長

これだけ工程が右へ右へと動いていくので、本当にいつ開通するんだというのはなかなか分からないですね。大分皮肉も入っていますけども。

○委員

今の関連ですけど、今年も豊岡市で早期実現促進大会が30回目を迎えたということで、地元の御要望が非常に強いということなので、無理のない範囲で進めていただくというこ

とだと思うんですけど、全体の開通の話も出ましたが、これは国とか京都府さんとの関わりもあるので、なかなかいつかというのは分かりませんが、地元としては非常に関心の高いことだと思います。できるだけ情報交換していただいて、はっきりした時期はもちろん分からないにしても、どういう状況なのかというのは、できるだけ地元に関心されるように努力いただければと思います。

○会長

三者が関わっていますからね。地元だけじゃなくて、クライアント側も三者ですよ。京都、兵庫、それから国と、ですか。

○委員

鳥取も。

○会長

鳥取もか。それらの情報共有というのが大事だという委員の御指摘でございます。これは確かにそのとおりだろうと思います。

○県

事業評価を受けるときに一応完了年度ということを出しているんですけども、実際は用地買収でありますとか、事業費のこととかもありまして、なかなかいつというのが明確に申し上げられないということで、事業のめどが立ってきたら、大体いつぐらいということを少しずつ公表させていただくという、そういうやり方ではさせていただいております。委員御指摘のとおりだと思いますので、そういう情報交換については努めてまいりたいと思います。

○会長

工期につきましては、同じように鳥取県も京都府も頭を抱えていらっしゃることは一緒だろうと思いますので、ぜひ情報共有していただいて、ここはミッシングリンクと言われているんですよ。

それから、先生からもう一つございまして、事業便益の選定の考えについての意見なんだそうですが、事業の有効性・効率性の評価は算定マニュアルに沿って実施されているということでしょうか。高規格道路が開通することで、それまでの地域の動線や交通状況が大きく変わるだろう、それによる負の影響などは考慮されるのでしょうか。そういう御意見ですが、これはいかがでしょうか。

○県

B／Cの算定マニュアルには、委員が御指摘されているような影響というのは考慮され

ておりません。特に高規格道路ができたときに、もともとあった旧道の沿線が寂れていくというような話はよく御指摘いただくようなお話ではあります。今回は178号で割と山の中を通っているの、沿線にお店が張りついているということはあまりないんですけども、どちらかというと、鳥取との移動時間が非常に短くなりますので、新温泉の方でよくお話を聞くのは。

○会長

鳥取まで行ってしまうとか。

○県

そうですね。鳥取のほうに行ってしまうとか、雇用が鳥取に行くとか、逆もあると思うんです。あと道路の必要性としては、先ほど申し上げたように移動時間が短くなるとか、病院へのアクセスがとか、災害時に強いということで、それ自体はマイナスの要素はないというか、いいことばかりなんですけど、ちょっと引いてみて地域づくりとかまちづくりという観点で言うと、どちらの方に引っ張られるかみたいな話が出てくるのは出てくるんですけども、そこはどういう魅力あるまちづくりを進めていただくか、そういうところに関わってくる部分も大きいのかなというふうに思っております。

○会長

今代読したところで、この御意見がどういう核心的な疑問から発しておられるかちょっとつかめませんので、これ以上は立ち入ることはできませんが、ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。よろしいですかでしょうか。

○委員

すみません。B/Cのところ、2点ほどお伺いしたいと思います。1点は、Bの計算の際に単価が上がったというお話があったんですけども、確認ですけども、この事業だけじゃなくて、ほかのやつも含めて変わったという認識でいいでしょうか。例えば基準年度とかがあったら教えてくださいというのが1点目です。

それから2点目は、今回出していただいた12枚目のスライドの残事業費の方なんですけども、こちらは当該のものだけで出しているものなのでしょうかという質問です。先ほど御説明あったとおり、国交省が提唱するように全体で見るとというのが望ましいとは思いますが、これは恐らく全体事業はこの事業だけではなくて、残事業費のほうはそうではない出し方をしているように見えるんですけども、残事業費のほうも全区間でやるとこんな値にはならないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうかというのが2点目です。

○県

ありがとうございます。単価につきましては、ほかの事業も含めて同じ単価を使っているんですけども、適用される年度といえますか、今回は前回が令和2年の単価を使ってみて、今回は令和6年度の単価ということで、その差で評価しているというような形になっております。

残事業B／Cにつきましても委員御指摘のとおりで、残事業B／Cはこの区間だけで算出しております。ですので、全体について出せば確かにこういう数字にはならない。

○委員

その場合に、恐らくこの残事業費でこの値が出てしまうと、今からやめなさいということにつながりかねないので、少し説明に工夫が要るなど、出し方にも工夫が要るなど思いますし、この事例で言うとも既に97%を過ぎているので、サunkコストがあるからこの段階でやめるのがいいとはならないと思うんですけども、数字を素直に受け止めると、残事業が1を切るというのは、今ストップしたほうがいいということなので、少し扱いに気を付けていただくといいかなと思いました。

以上です。

○県

すみません、ちょっと訂正させていただきます。残事業B／Cは、山陰近畿自動車道の事業中区間だけで算出しております。ですので、浜坂道路Ⅱ期だけでなく、ほかの事業中の兵庫県内と京都府の分も含めた形で算出しております。失礼しました。

○委員

そうだとすると、ちょっとまたごめんなさい、何度も。よく分からないのは、それで出てくる総合時間短縮便益はこんなに小さいんですか。逆に言うと、全体のうち、それ以外はまだ既に出現しているはずだということですかね。

○県

供用済みの区間とかは、便益としては入っていないという形になります。未事業化のところも入っていませんけども、供用しているところも入っていないので、そういう意味では、供用している部分を入れるともっと上がってくるというふうに。

○会長

そしたら、どういう意味を持っているんですか、この残事業便益って。

○県

事業中区間を、その部分だけでB／Cを出すとこういう数字になってくるというよう

なことです。ですので、事業中区間の4区間だけでBを出して、Cで割るとこういう数字になってくるとい形です。

○会長

現在の道路の利便性の向上より、新しい道路のコストのほうが大きいですと言っているんですね。

○県

そうですね。事業中の区間だけを捉えるとそういう形になるということです。

○会長

B/Cは1を切ってはなりませんというのは、たしか国交省からの御指導、別に傍目の指導がどうやとは思いますが、かなりこの国では慎重にB/Cは取り扱われていると思うんですが、それで0.6とかいう数字が出てくると、これは何を意味しているんだというのが委員の御質問の根底にあること。1割っているわけだから、この工事はしないほうがいいじゃないかと、コストばかりかかっていると、そういうふうに捉えられると、そういう御指摘ですよ。それはちゃんとお答えいただきたい案件ではあります。残事業費に対するB/Cは出すことが必要なんですか。

○県

そうですね。出すことが必要というか、出すように。

○会長

指導されている。

○県

はい。

○会長

B/Cはこの上側ですよ。費用便益はこうなっていますよ。しかしながら、この道路に限って、代替道路が過去にあった道路に限ってどれだけよくなるかというところと言うと、お金かかり過ぎていますよということになる。これは何を意味しているんですかね。

○委員

恐らく本来の趣旨は、これまでできた道路の全区間を対象にした場合が上側で、全区間をゼロからつくった場合が上側で、下側に書くべきは、そのうち既に投資をしたものを引いて、現状で発現している便益も引くとか、要は現状と全部が完成した場合との差で便益を出して、現状まで出した、要は残りのお金を出して、それを比較するということに

なると思うんですね。そうであれば、通常だと全体事業費のB／Cを下回ることはまずないと思うんです。なので、どんな計算をしているのかなというのが若干気になったというところです。

○会長

その若干気になったという御指摘よりも、適切でない計算をしている可能性がありますという御指摘ですよ。

○委員

先ほど伺った説明だとよく分からなかったので、もう少しその辺を詳しくお聞きできるというのかなというふうに思います。

○会長

今の御指摘によると、通常B／Cは、全B／Cを残のほうが下回ることはないというのが普通だとおっしゃっていらっしゃる。それはどうしてかなと思うと、Cがそれほど減らなくて、Bが増えるということですか。

○委員

コストというのはずっと積み上げて行って、完全に完成するまで便益は出ないんですね、例えばトンネル1本で見ても。要はギャップができるわけなんです。ということは、これまで投資してまだ効果が出ていない分が、あと残り少しだけやると一気に出るというはずなんです、本来は。

○会長

トンネルを抜けると。

○委員

はい。だから、もしこれが本当だとすると、既に効果のほとんどはもう出てしまっていて、残りの部分というのは、やらなくてもあまり差はないというふうに見えるわけです。

○会長

そうすると、ちょっとおかしい話になる。今からトンネルを掘るのに、浜坂道路Ⅱ期はトンネル工事がこれから起こるのに、全線開通してないんですよ。それで、今ここで工事をやめたほうが浜坂道路Ⅱ期としては機能しますという論理になってしまいますという、そういう御指摘。これはおかしいですよ。

○委員

そうです。

○県

全体のB／Cの出し方と残事業B／Cの出し方が違っておりますので、全体のほうは、山陰近畿自動車道全体の供用中区間と事業中区間の便益とコストを割ってあるというような形です。それが一応これ、1.6です。残事業B／Cは、事業中区間に限ってだけBとCを出してきて割っていますので、算出の仕方が違うと思います。

○会長

算出の違いというのは、我々理解したと思うんです。何を意味しているんだというところが質問の根幹にあらうかと思うんですけど。すみません、私の理解力もついていかないので、ここで一旦打ち切らせていただいて、また勉強する機会をいただけますでしょうか。

○県

申し訳ないです。ありがとうございます。

○委員

すみません、ややこしいことを申し上げて。よろしくお願いします。

○会長

いやいや、ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。それでは、この案件はこれで終了させていただきます。

次、今日最後の案件でございますが、街路事業、尼崎宝塚線（阪急立体）工区の御説明をお願いします。

（８）街路事業 都市計画道路尼崎宝塚線（阪急立体）について

○会長

ありがとうございました。この現場は視察のときに寄らせていただいて、大変丁寧な説明を受けたところで、委員の先生方もよく承知していらっしゃると思います。

まず、委員より事前質問１個とコメント１個です。事業増、今御説明くださったリスク要因①で、盛土にガラや礫の混入が、これは現状写真②の土留め杭施工時にこの盛土の情報はとれなかったのかという、先行の施工から分からなかったのかという御質問ですけども、いかがでしょうか。

○県

特に先行して施工している部分では、玉石とかそういうものは出てくることが確認できておりますけども、特に産廃でありますとか、非常に大きながらみみたいなものは確認され

ておりません。ですので、リスクということで、そういう可能性もあるということで上げさせていただいているということです。

○会長

今のところ支障はないだろうと思っているけどもということですね。ありがとうございました。

それから、これはコメントだと思いますが、鉄道事業者との調整が工期だとか工費に物すごく影響すると。これを何とか合理化する、またはもっと事前に十分な意見交換をしておくというような改善を模索する、何かそういう改善するアイデアを考える、こういうことをなさったらどうですかということです。

○県

御指摘のとおりかと思います。事業評価を受けるとき、前回の審査会でもお話に出たかと思いますが、概略設計とか予備設計という段階で鉄道事業者さんと協議しないといけないというところがございまして、鉄道会社さんのほうも、我々が設計したやつをお渡しして、その後自分のところで精査されるということをするんですけども、それも県と協定を結んだ後でしかできないというような事情がございまして、精度の高い事業費でありますとか事業期間というのは、一番最初の段階ではなかなか難しいという現状がございまして、この委員会でも何度もそういう御質問をいただいているところです。

改善の方法としましては、今阪急さんといろいろやり取りさせていただいたり、阪神電鉄さんとも事業をやっているというところもございまして、どういうふうなことをすれば精度の高い事業費でありますとか事業期間というのを算出できるのかというのを、少し意見交換をやってみるとか、あるいは、今回は事業評価の1年前から鉄道事業者さんと協議を始めておりますけども、もう少し長い期間を取れば詰められる点もあったのかなというふうには思いますので、そういうふうなところで工夫をして、少しでも精度を上げられるように考えてまいりたいというふうに思います。

○会長

ありがとうございます。アドホックな工夫というよりも、鉄道事業者さんが極めてインフラエンシヤルなセクターだということは明らかなので、この人たちといかに上手に合意を取るかというのは、戦略的に、制度的にと言ってもいいかもしれないですけども、兵庫県としてのやり方というのを案出されてもいいかもしれないですね。

委員が物すごく「うんうん」とおっしゃってくださっていますから、多分その意見に沿った意見を言うてくださると思うんですが。

○委員

意見というか、素人質問なんですけど、確かに我々市民から見れば、鉄道事業者との調整とか、工事の時間が限られている、これは安全上やむを得ないとは思いますが、あまりにも時間がかかっている。例えばですけども、素人質問で申し訳ないんですが、この尼宝線の少し東側の道意線なんかは線路の下を通っていますよね。ああいうのは難しいのでしょうか。

○県

アンダーという方法も、鉄道との交差部分では割とよくやるやり方です。実際に県でも幾つかやっているところがあります。基本的に交差するときどうするかというのは、経済比較で、最初にアンダーにするのか高架化するのかみたいなところを計算して、基本的には安い工法を選んでいるというような形にさせていただいています。

○委員

仮のものをつくったりとか、工事の時間が2時間ということを考えれば、今から変えることはできないですけども、どうだったのかという検証は、もしかしたら別の方法がよかったのかもしれないというような検証はしておくべきかもしれないですね。

○会長

せっかく信頼性回復に対する両方の蓄積をされているときに、審議会で非常に工期が延びてしまって、工費もかさんでいる。これ別のやり方だったらどうだっただろうという試算を持っておくというのは、確かにすばらしいアイデアかなと思います。心配されるのは、すごく効率的なのが出てきて、ほかの方々からいろいろ叱責を受けるというようなことも考えられるかもしれませんが、それよりもそういう情報を常に分析していると、自分たちがやった工事に対して。こっちのほうよかったなという反省も出てきて当然である、これは県民から理解してもらえることで、それを積み重ねている努力というのは、大変アプリシエイトされるべきことではないかなというふうに思います。前向きに考えていただければと思います。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

○委員

すみません、時間が迫っている中で、ちょっと細かいことで気になったんですけども、補足2のイメージパース面なんですけど、山留め擁壁や、その擁壁を支える土留め杭のイメージがこれのどこに相当するのかというのがパースのほうでは分からないんですけども、教えていただけますか。

○県

今見えています白い壁がそれに当たります。土留め杭を打って横矢板みたいなやつを入れまして、それにパネルをはめていきますので、仕上がりはこういう形になってくると。杭と杭の間に鋼製の矢板を入れていきます。その上にさらにパネルみたいなやつをくっつけますので、外から見たらそういうのは分からないといいますが、外から見るとこういうふうな仕上りのものが見えるというような形です。

○委員

そうなんですね。でもこの断面図を見ると、外側の土留め壁の内側に山留め擁壁というのがありますが、それはこのイメージパースのこの施工の後、この擁壁を打つためにこういうふうに切り下げているということですか。今指を指されているところについて申し上げていて、それが見えないなと思って。

○県

これがパネルになっていまして、これが右側の図で言いますと白い壁みたいなやつです、今見えていますこの刺さっているやつはくいです。杭が見えていまして、杭を打ちまして、その間に鋼製のパネルを置きまして、すみません、先ほどと同じ説明なんですけど、その上に化粧のパネルを貼付けます。

○委員

そこは分かったんですけど、架設の内側というんですか、迂回路通行帯の中に山留め擁壁というのを施工するかどうかと思うんですが、それはまだ未施工で、このイメージパースの図の後に施工されるという理解で、だからこのイメージパースの中には山留め擁壁と真ん中にある2つの青い線はないんだと、そういうことでいいんですか。

○会長

委員、山留め擁壁、これでしょ。

○委員

そうです。

○会長

これはここに入っているじゃないですか。これ架設か。だから、ここにタッパが見えてないと。

○委員

そうですね。見えていないだけなのか、忘れて書いていないのかなと。絵柄として抜けているんですか。

○県

そうです。これは杭しか見えていませんが。

○会長

こっちから格子点は見えているので、これがここに見えているはずだと。

○県

なるほど。そういう意味では、確かに。

○会長

本当は入っているんですね。

○県

入っています。

○委員

やっぱりパースにしてもらったなら入っていてほしいなというのが私の希望でした。入っていないと、忘れているんじゃないかなと思って心配になってしまったので、申し訳ありません。

○県

ありがとうございました。